大槌町敬老会事業費補助金交付要綱

令和５年８月１日

（目的）

第１条　この要綱は、多年にわたり地域社会の発展に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、予算の範囲内で、町内の敬老会を開催するものに対し大槌町補助金等交付規則に定めるもののほか、敬老会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる団体等（以下、「補助団体」という。）は、次に掲げる団体等であって、事業遂行のため自ら管理及び運営し、かつ、適正に経理及び監査する能力を有するものとして町長が認めたものとする。

（１）　町内で活動している自治会等

（２）　大槌町老人クラブ連合会を構成する老人クラブ

（３）　町長が適当と認める団体等

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内に住所を有する高齢者に対し、補助団体が実施する敬老会事業とし、１年度１事業とする。

２　前項の高齢者とは、当該年度における敬老の日後最初に到来する４月１日時点において 75 歳以上であるものとする。

（補助金の交付額）

第４条　補助金の交付額は、５万円とする。ただし、事業に要した実支出額が５万円に満たないときは、その額とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするものは、大槌町敬老会事業費補助金交付申請書（様式第１号）に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書を審査し、適当と認めたときは、大槌町敬老会事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第７条　補助団体は、補助事業を完了したときは、速やかに大槌町敬老会事業費補助金請求書（様式第３号）に実績報告書（様式第４号）及び収支精算書（様式第５号）を添えて町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定する書類を受理したときは、当該書類を審査し、補助事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、当該書類を受理した日から起算して 30 日

以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第８条 町長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和５年８月１日から施行する。